

## ④ 事業系ごみについて



店舗・会社・工場・事務所等の営利を目的とするものだけではなく、病院・学校・官公署等の広く公共サービス等を行なっているところや、個人営業も含めて、事業活動にともなって生じた廃棄物（事業系ごみ）は、事業者自らの責任において適正に処理していただくこととなります（法律により）ので、事業所で発生した産業廃棄物以外の一般廃棄物はごみ処理場へ直接搬入するか、組合が指定した「ごみ収集・運搬許可業者（小平町内の許可業者(有)小平清掃公社、(株)アクセプト）」に収集の依頼をしていただくこととなります。

事業所のうち、小規模の住宅併設事務所・店舗の少量のごみについては、下記の基準を満たした場合、組合が収集する家庭ごみと同様に排出することができます。

対 象 基 準	
①	事務所・店舗に住居が一体化して併設されている事業所
②	飲食店のうち、経営者が通いで、家庭生活の場（住居）が分離されており、店内での生ごみを自宅に持ち帰る事業所
③	ごみ質に関係なく、年間排出量が500kg 以下（1週間で約10kg 以下）

※対象となるのは①及び②の事務所・店舗で、③に該当することが条件になります。

※事前に生活環境課環境衛生係へ届出が必要です。（届出の内容の実態確認後、文書をもって指定）

## ⑤ その他

平成25年度からの新処理体制のスタートに向けて、住民の皆様には多大なるご迷惑をおかけいたしますが、内容・趣旨等ご理解いただき、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、現在、新しいごみ処理についての説明会を町内会ごと（地区によっては連合町内会ごと）で開催させていただいております。

すでに開催済みの町内会につきまして、「もっと詳しく聞きたい」「もう一度開催してほしい」等のご要望がありましたら、担当課までご連絡ください。

まだ開催されていない町内会につきましては、多数の参加にご協力くださいますよう、お願いいたします。



### ◎問い合わせ先

生活環境課環境衛生係 【☎ 56-2111（内線 245・246）】

～ご理解とご協力をお願いいたします～

